

建築関連の技術基準原案作成等の取り組みについて

建築研究部

基準認証システム研究室

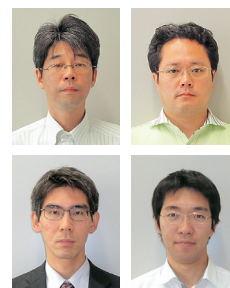
室長 深井 敦夫

主任研究官 井上 波彦

主任研究官
(博士(工学))

岩田 善裕

研究官 原口 統



(キーワード) 建築、技術基準

1. 経緯

建築基準法は、建築物に係る安全確保のため、最低限の基準を定めており、構造、防火等建築関連の分野全般について多数の技術基準が定められている。また、建築基準法以外にも、昨年制定された「津波防災地域づくり法」のように、建築関連の技術基準が定められている法制度がある。

これら建築関連の技術基準については、調査研究や技術開発の進展、発生する災害の動向等に応じ、適宜見直していく必要がある。このため、関連の調査研究を進めるしくみとして、「建築基準整備促進事業」が国土交通省補助事業として進められてきたが、これらの成果を踏まえた基準化を進める体制として、平成23年度から国土技術政策総合研究所（以下「国総研」という。）において、外部識者等を含む体制を整備することとした。

2. 建築構造基準委員会

上記のような観点から、国総研に「建築構造基準委員会（委員長 久保哲夫 東京大学教授）」を設置し、建築研究部で作成した技術基準原案について外部専門家の意見を反映させる体制とした。

建築構造分野においては、昨年3月11日に東日本大震災が発生したことから、被害を踏まえた早急な対応が求められたため、4月12日に同委員会を設置し、4月21日及び22日に同委員会による被災地の現地調査を行った。これを踏まえ、6月8日に第1回委員会を開催し、被害調査速報の確認、当面の課題について審議した。さらに8月に第2回委員会を開催し、精力的に検討を進め、10月の第3回委員会において「東日本大震災を踏まえた津波避難ビ

ル等に関する構造上の要件に係る暫定指針」について原案を提示し、了承された。その後、住宅局において、技術的助言（平成23年11月17日付け国住指第2570号）として発出され、また、この内容が津波防災地域づくり法に基づく技術基準にも反映されている。

また、委員会では、このほか大規模空間等において天井脱落に関する被害が多くみられたことから、関連する技術基準についても検討しているところである。

3. 今後の予定

平成23年度は震災被害を踏まえた対応を中心に基準の見直し体制を運営してきたが、今後、これら以外についても調査研究等の進展に応じた技術基準の見直しについて検討していく予定である。

また、平成24年2月に、国土技術政策総合研究所において、木造3階建て学校の実大火災実験を実施し、今後、これを踏まえた防火関連の技術基準の見直しを検討していくため、防火・避難分野に係る委員会を設置運営していくこととしている。

